# SCHOOL LIFE No.6

大蔵中学校生徒指導通信　　発行日　平成 27 年（2015 年）６月 10 日（水）

## 行事で得られた成果を日常生活につなげよう

それぞれの学年で校外での行事が実施されました。各学年とも取り組み期間を入れると非常に長い期間、行事に向けて取り組んできたと思います。それぞれの活動に対する目標は達成できましたか？また、それを学校生活にも良い面として出していけるようにしていきましょう。

### 「みんなで一つのことをつくりあげる喜びを感じられましたか？」



行事に対する取り組みはなぜ必要なのでしょう。それは、行事を他人に作ってもらうものだけにするのではなく、**自分たちの手で成功させるために必要なこと**なのです。学年の生徒の皆さん一人ひとりが係をもち、活動することで**自分たちの手で行事をつくりあげることに喜びを感じる**ことにつながるのです。特に１年生と３年生の皆さんは、それぞれの係が「学年全員が楽しめるようなものにしよう」という思いをもって取り組んできたはずです。その思いを、行事だけではなく、普段の学校生活でいかすためには、どんな**声かけ・どんな接し方をお互いにすればよいかを考えられるようになる**とひとつ成長したことになるのでしょう。また、校外学習前には自分にはできなかったことが校外学習を終えてひとつでもできるようになっていれば、それは自分にとって成長のきっかけなのかもしれませんね。



### 「周りの人の支えがあって校外学習ができていることに感謝しましょう」



皆さんの頑張りがあってこその成功だと言えるのですが、果たしてそれだけでしょうか？皆さんが校外で活動するときには、たくさんの大人の助けがあります。２年生のトライやるウィークでは皆さんを受け入れてもらった事業所、全体的なお世話になった教育委員会がそうです。修学旅行なら１泊目にお世話になった民泊先の方や旅行全般のお世話になった旅行会社、写真屋の方です。そしてそれぞれの校外学習を企画していただている先生方やお家の方の存在も忘れてはいけません。皆さんは、そういう人たちの支えがあっていろいろな活動ができていることに感謝の気持ちをもって、改めて日々の生活を送ってほしいです。

## 自転車マナー、大丈夫ですか？

皆さんは、自転車に週何回くらい乗る機会がありますか？そして、その乗り方マナーは安全であることが胸を張って言えますか？

**６月１日（月）から**改正道路交通法に伴い、**危険な自転車運転を繰り返す運転者には、安全運転のための講習を受ける**ことが義務付けられました。「自分たちは中学生で関係ない」と思っている人は気を付けなければいけません。なぜなら、この**道路交通法は１４歳以上が対象となる**からです。中学生だから、という甘えは一切通用しません。必要以上に慎重になったり、気にしたりする必要はありませんが、安全運転のマナーを確認するいい機会になると思います。自分の自転車運転を振り返ってみましょう。

自転車運転者講習の対象となる危険行為の例

1　信号無視
2　遮断踏切立ち入り
3　歩道通行時の通行方法違反（歩道では、歩行者が優先され、自転車は徐行して通行する）
4　指定場所一時不停止（止まれの標識の場所では一時停止する）

上に書いた以外にも危険行為の例があり、全部で１４項目あります。中学生である皆さんには、わかりにくいものもありますが、自転車事故は現在急増していて、たとえ**中学生が運転者であっても事故を受けた人に賠償金を支払わなければいけなくなった**という例も数多くあるようです。

最後に自転車を安全に利用するための５か条を載せておきます。参考にしてください。

自転車を安全に利用するための５か条

1　自転車は、車道が原則で歩道を通るのは例外である
2　自転車が車道を通るときは左側を通行する
3　歩道は歩行者を優先し、歩道を自転車で通るときには車道よりを通行する
4　安全ルールを守る
　・二人乗りや並進の禁止　　・夜間はライトを点灯する　　・交差点での安全確認など
5　ヘルメットを着用する